

中泊町農業委員会会議録

令和6年3月8日

中泊町農業委員会

令和 6 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 3 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 3 月 8 日（金） 15 時 00 分～

2. 開催場所 委員会室 2

3. 出席委員（13 人）

会 長	15 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14 番	松田 耕司		
委 員	1 番	外崎 満幸		
	3 番	三上 孝	4 番	藤田 次男
	5 番	青山 邦榮	6 番	小野 美恵子
			8 番	瓜田 益子
	9 番	澤田 健吾	10 番	大川 勝仁
	11 番	葛西 誠	12 番	坂本 朝彦
	13 番	木村 巧		

4. 欠席委員（1 人）

委 員	2 番	田中 満		
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 31 号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第 35 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 36 号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 幹 谷 伊久弥

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、3番三上委員、4番藤田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の谷主幹、小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第29号

事務局
(小寺)

3ページをご覧ください。
報告第29号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年3月8日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、5件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第29号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第30号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第30号

事務局
(局長)

22ページをご覧ください。
報告第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年3月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。2月の相続等の届出は1件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第30号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第31号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第31号

事務局
(小寺)

24ページをご覧ください。
報告第31号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年2月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年3月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。2月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第31号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第35号

議長
(会長)

議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

27ページをご覧ください。議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年3月8日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第35号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

三上委員

議席3番、三上です。それでは報告いたします。去る3月1日、私と田中委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が9件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(局長)

次のページをご覧ください。

受付番号５２番は、豊岡字片岡地内の農地１筆、地目は畑、面積は１８７㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５３番は、大沢内字ニタ見地内の農地２筆、地目は田、面積は４１１㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５４番は、薄市字玉清水地内の農地１筆、地目は畑、面積は３２７㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５５番は、宮野沢字蛸澤地内の農地１筆、地目は田、面積は５，０７４㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５６番は、宮川字種取地内の農地３筆、地目は田、面積は７，４９８㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５７番は、田茂木字若宮地内他の農地３６筆、地目は田畑、面積は６９，５３４㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米及びそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５８番は、田茂木字若宮地内の農地４筆、地目は田、面積は６，１２０㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号５９番は、八幡字盛山地内の農地１筆、地目は田、面積は３，９４９㎡の親子贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号６０番は、豊岡字若松地内他の農地３筆、地目は田、面積は７，６５３㎡の親子贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号５２番から６０番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第３５号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第３５号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第36号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、1番外崎委員と3番三上委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【 外崎委員・三上委員 退席 】

議長
(会長)

議案第36号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

38ページをご覧ください。議案第36号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年3月8日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年3月7日付け中農政第351号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

（所有件移転）

41ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が5件、買入が1件の計6件となっています。

受付番号64番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、八幡字日向地内他の農地4筆、地目は田、面積は10,758㎡です。売買価格は3,000,000円で対価の支払い期限は令和6年3月21日を予定しております。

受付番号65番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地2筆、地目は田、面積は8,153㎡です。売買価格は2,445,000円で対価の支払い期限は令和6年3月28日を予定しております。

受付番号66番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、大沢内字住吉地内他の農地2筆、地目は田、面積は4,859㎡です。売買価格は1,457,000円で対価の支払い期限は令和6年3月19日を予定しております。

受付番号67番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、尾別字湯島地内の農地2筆、地目は田、面積は3,812㎡です。売買価格は1,150,000円で対価の支払い期限は令和6年3月21日を予定しております。

受付番号68番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、中里字宮川地内の農地1筆、地目は田、面積は4,375㎡です。売買価格は1,320,000円で対価の支払い期限は令和6年3月21日を予定しております。

受付番号69番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、中里字紅葉坂地内他の農地7筆、地目は田、面積は4,819㎡です。売買価格は1,300,000円で対価の支払い期限は令和6年3月27日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

次に57ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号157番から191番までの35件で、内訳再設定が21件、新規が14件となります。

受付番号157番から177番までは再設定のため詳しくは資料をご覧ください。

68ページをご覧ください。

受付番号178番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は18,494㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり20,000円。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号179番は新規の設定で、設定する農地は福浦字浦島の農地2筆、地目は田、面積は3,475㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり30,000円。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号180番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞他の農地14筆、地目は田、面積は33,069㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり30,000円。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号181番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地7筆、地目は田、面積は11,377㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり米2俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号182番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地24筆、地目は田、面積は38,522㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり米3俵の価格。土地改良費の内水利費は借主負担、工事費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号183番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地11筆、地目は田、面積は17,151㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり米1俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号184番は新規の設定で、設定する農地は薄市字玉清水の農地1筆、地目は田、面積は5,991㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり10,000円の価格。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号185番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島の農地2筆、地目は田、面積は10,308㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり米1俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号186番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は8,042㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり米1俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号187番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石の農地3筆、地目は田、面積は4,934㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり米1俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号188番は新規の設定で、設定する農地は深郷田字早田の農地1筆、地目は田、面積は4,912㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり米3俵の価格。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号189番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地2筆、地目は田、面積は22,447㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり40,000円の価格。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号190番は新規の設定で、設定する農地は八幡字池田他の農地9筆、地目は田、面積は27,240㎡の賃貸借です。期間は10年で、賃借料は10aあたり40,000円の価格。土地改良費は地主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号191番は新規の設定で、設定する農地は中里字平山他の農地15筆、地目は田、面積は44,076㎡の賃貸借です。期間は5年で、賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に82ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号23-33番から受付番号23-35番までの3件です。

受付番号機構23-33番の設定する農地は芦野字清水他の農地8筆、地目は田、面積は12,114.58㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり米150kgの価格、期間は5年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-34番の設定する農地は宮野沢字蛭澤の農地6筆、地目は田、面積は9,491㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり10,000円、期間は16年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-35番の設定する農地は宮野沢字蛭澤の農地5筆、地目は田、面積は5,354㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり10,000円、期間は16年。土地改良費は取り決め無し。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第36号は原案のとおり決定いたします。

【 外崎委員・三上委員 着席 】

◎報告・協議事項

議 長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局
(小寺)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和6年中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月8日

農 業 委 員 会 会 長

(松坂 龍美)

松坂 龍美

(三上 孝)

署 名 委 員

三上 孝

(藤田 次男)

署 名 委 員

藤田 次男